

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容		かかしの里利用の制限
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第 8 条
処分基準	根拠条項	かかしの里条例第 8 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 22 年 3 月 29 日 設定 平成 年 月 日 最終変更
	【 基 準 】 かかしの里条例抜粋 (利用の制限) 第 8 条 市長は、かかしの里の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の許可又は前条第 2 項の承認をしてはならない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その他かかしの里の管理上支障があるとき。	

